

亀山市告示第 8 3 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定により、歳入の徴収事務を次の者に委託する。

平成 2 7 年 4 月 1 日

亀山市長 櫻 井 義 之

1 委託の内容

亀山市斎場条例（平成 2 0 年条例第 4 1 号）第 6 条に定める使用料の徴収事務

2 委託した私人の住所及び氏名

亀山市東町一丁目 1 番 7 号

公益社団法人亀山市シルバー人材センター

3 委託年月日

平成 2 7 年 4 月 1 日

4 委託期間

平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで